

—奨学生募集要項（サンプル）—

1. 奨学金概要

（1）給付月額

①理学、工学、理工学、医学、歯学、薬学、獣医学、看護学、農学、水産学、情報学などの自然科学に関連する大学の学部に進学する者・・・25,000 円/月（年額 300,000 円）

②上記以外の学部または専攻に進学する者・・・20,000 円/月（年額 240,000 円）

（2）給付対象期間：202●年 4 月～各進学先の最短修学年限まで（但し 4 年制を超える学部への進学者に対しては 4 年間まで）

（3）給付方法：毎年 7 月と 12 月に 6 ヶ月分をまとめて本人名義の金融機関口座へ振込。

（4）奨学金の返還：返還不要

2. 応募資格

以下のいずれの各項にも該当する者

- ・現在岡山県内の高等学校に在学中、もしくは該当の高校を卒業しており、202●年 4 月に日本の大学、短期大学又は専門学校に進学予定である者（ただし通信教育課程並びに留学生を除く。）
- ・202●年 4 月 1 日現在、20 歳以下である者
- ・学業優秀、品行方正、健全な心身と高い志を持ちながら修学困難な者
- ・兄弟が 202●年度以降の当財団からの奨学金支給対象者では無いこと

※日本学生機構を含む他の奨学金との併用について

他の奨学金や授業料減免又は免除される制度の利用を含めて、全て併用可。

※奨学生に応募したが、202●年 3 月末までに高等学校を卒業することできない、もしくは 4 月以降に進学しないことが決定した場合、速やかに当財団の事務局宛に連絡をすること。

3. 募集概要

（1）募集から給付開始までの流れ

書類提出：202●年●月●日（●）～202●年●月●日（●） 締切当日必着

選考期間：202●年 3 月下旬～4 月上旬頃

採否通知：202●年 4 月中旬頃

手続期間：202●年 4 月中旬～5 月下旬

給付開始：202●年 7 月中旬

（2）募集人数：10 名程度

4. 応募方法

（1）以下の書類を当財団へ学生本人より郵送してください。（学校側でまとめることは可。）

- ①奨学生願書（写真付、両面印刷したもの。）※署名以外を本人以外が記入していた場合無効。
- ②在学もしくは卒業高等学校の校長の奨学生推薦書
- ③在学証明書もしくは卒業証明書
- ④在学もしくは卒業高等学校の調査書

※送付の際の注意事項

- ・ A4サイズの封筒1通にすべての書類を入れてください。
- ・ 指定の書類に不足があった場合は理由の如何によらず選考対象外とします。また、写真の貼付漏れ、本人以外の者が願書を記載、重要事項の記載漏れや記載内容の不足があった場合には、書類不備とみなし選考対象外とします。上記のいずれの場合も不備の内容について連絡は致しませんので応募の際によく確認してから応募して下さい。
- ・ お送り頂いた書類は返却致しませんのでご了承下さい。

5. 応募書類の郵送先及び問い合わせ先

(1) 郵送先

〒708-8652 岡山県津山市高尾573-1

公益財団法人 日植柴田財団 事務局 宛

(2) お問い合わせ先

info@nisshokushibatazaidan.or.jp

(3) 応募書類は以下財団ホームページの「支援事業」からダウンロードして下さい。

<https://nisshokushibatazaidan.or.jp/>



※書類到着に関する問い合わせには対応致しかねます。書類の到着確認は各社の追跡サービスをご利用ください。普通郵便では時間が掛かる場合がありますので、締切間際の送付にはご注意ください。

6. 選考・採否連絡について

応募頂いた書類をもって、当財団の奨学生選考委員により選考を行います。選考結果は、4月中旬頃に本人へ採否の結果を通知します。

7. 採用者の提出書類（採用連絡後、5月末までに提出してください。）

(1) 誓約書

記載事項を確認し、本人及び保護者等が署名捺印のうえ、提出ください。

(2) 奨学金受取口座指定書

奨学金の振込先金融機関口座情報（本人名義）を記入し、提出ください。

(3) 在学証明書

進学した学校の在学証明書を取得し、提出ください。

(4) 変更事項届出書（奨学生願書の内容に変更がある場合）

8. 奨学生の義務

(1) 毎年、新年度開始後に最新の在学証明書及び学業成績表を取得し4月末までに提出すること。

また、卒業した場合には、速やかに卒業証書の写しを提出すること。

(2) 以下の場合には当財団に届け出ること

- ①休学、復学、転学又は退学するとき
- ②停学その他の処分を受けたとき
- ③留年したとき
- ④病気、事故その他の理由により欠席が3ヶ月以上にわたると見込まれたとき
- ⑤本人又は保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
- ⑥奨学金受給を辞退するとき
- ⑦奨学生が死亡したときは、保護者がただちに届け出ること

9. 奨学金給付の休止又は停止

以下の事由に該当したときは、奨学金の給付を休止又は停止します。

- ①休学したとき
- ②停学処分を受けたとき
- ③留年したとき
- ④疾病、不慮の事故、災難等のため3ヶ月以上にわたって欠席するとき
- ⑤疾病、不慮の事故、災難等のため就学の見込みがなくなったとき
- ⑥奨学金の使途が適当でないと分かったとき
- ⑦奨学金受給の辞退の申し出があったとき
- ⑧届出義務のある書類の提出を故意に怠ったとき
- ⑨本人又は家族が反社会的勢力の構成員となったとき、或いは反社会的勢力に自己の名義を利用させたとき
- ⑩奨学生となった後、学業成績表等の指定された書類の提出を怠ったとき
- ⑪前各号の他、奨学生としての資格を喪失したとき

10. 奨学金の返還

以下の事由に該当したときは、既に給付した奨学金の一部又は全額の返還を求める場合がある。

- ①故意による重大な違約があると認められたとき
- ②虚偽の申告その他不正手段によって給付を受けたことが明らかになったとき
- ③奨学金給付後に辞退、転学又は退学したとき、もしくは奨学金の休止又は停止事由に該当し、翌月以降の受領権利がなくなったとき

11. 個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用致しません。

12. その他

当財団の奨学金給付は、進学した学校の卒業後の進路等について制約を課すものではありません。